

特定教育・保育施設（私立認可保育所）
指導検査基準（令和5年4月1日適用）

豊島区子ども家庭部

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	評価形態	考え方
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成26年10月27日条例第32号「豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」 (最終改正：令和5年4月1日)	運営条例
2	平成28年8月23日府子本第571号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」 (最終改正：令和5年2月20日府子本第138号)	留意事項通知
3	平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	児発第575通知
4	平成26年9月5日雇児発0905第4号「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」	雇児発0905第4号通知
5	平成27年3月10日保育園課長決定「豊島区特定教育・保育施設扶助要綱」(最終改正：令和5年3月31日)	豊島区特定教育・保育施設扶助要綱
6	平成28年1月4日子ども家庭部長決定「豊島区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」(最終改正：令和3年3月3日)	キャリアアップ交付要綱
7	平成28年1月4日「豊島区保育サービス推進事業補助金交付要綱」(最終改正：令和4年3月17日)	サービス交付要綱
8	平成29年11月9日子ども家庭部長決定「豊島区保育所等におけるデジタル化推進事業費補助金交付要綱」 (最終改正：令和5年3月6日)	デジタル化交付要綱
9	令和4年9月1日子ども家庭部長決定「令和4年度 豊島区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱」	宿舎借り上げ交付要綱
10	平成18年3月29日条例第29号「豊島区子どもの権利に関する条例」	豊島区子どもの権利に関する条例

目 次

I 運営管理編

1 子どもの人権の擁護、虐待の防止	1
2 利用定員の遵守	1
3 内容及び手続の説明並びに同意	2
4 正当な理由のない提供拒否の禁止等	2
5 あっせん、調整及び要請に対する協力	2
6 受給資格等の確認	3
7 教育・保育給付認定の申請に係る援助	3
8 利用者負担額等の受領	3
9 特定教育・保育に関する評価等	4
10 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	4
11 運営規程の策定及び重要事項の掲示	4
12 職員研修	4
13 利用定員の遵守	5
14 掲示	5
15 秘密保持等	5
16 情報の提供等	5
17 苦情解決	6
18 職員及び設備の記録の整備	6
19 職員配置の状況	7
20 施設の状況(保育室の面積)	7

II 保育内容編

1 特定教育・保育の取扱方針	8
2 人権の尊重	8
3 特定教育・保育の提供の記録	8
4 特定教育・保育に関する評価等	9
5 職員の勤務体制の確保	9
6 心身の状況等の把握	9
7 保護者の相談及び援助	9
8 関係機関との連携	9
9 小学校等との連携	9
10 地域との連携及び交流	10
11 緊急時等の対応	10
12 事故発生の防止及び発生時の対応	10

III 会計経理編

1 会計の区分	12
2 会計記録の整備	12
3 領収証の交付	12
4 利益供与・利益収受の禁止	12
5 偽りその他不正による収受の禁止	12
6 委託費、扶助費の支給条件	12
7 補助金の支給条件	12

I 運営管理編

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
1 子どもの人権の擁護、虐待の防止	1 特定教育・保育施設は、当該施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。 2 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等必要な措置を講じているか。	(1) 運営条例第3条第4項	(1) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備していない。 (2) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備が不十分である。 (1) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講じていない。 (2) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置が不十分である。	C B C B
2 利用定員の遵守	1 利用定員 特定教育・保育施設(私立認可保育所をいう。以下同じ。)の利用定員は、20人以上とする。 特定教育・保育施設は、以下の小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。 子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ただし、上記同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 <参考> 子ども・子育て支援法第19条 第1号…満3歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。) 第2号…満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 第3号…満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	1 利用定員は小学校就学前子どもの区分ごとに定められ、遵守されているか。	(1) 運営条例第4条	(1) 利用定員を小学校就学前子どもの区分に応じて定めていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
3 内容及び手続の説明並びに同意	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(利用申込者という。以下同じ。)に対し、運営条例第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>なお、上記の文書の交付については、利用申込者の承諾がある場合、電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>1 利用申込を行った保護者に重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ているか。</p>	(1) 運営条例第5条、第53条	<p>(1) 重要事項説明書を作成していない。</p> <p>(2) 重要事項説明書の内容が不十分である。</p> <p>(3) 保護者に対する重要事項説明書の交付、説明を行っていない。</p> <p>(4) 保護者に対する重要事項説明書の交付、説明が不十分である。</p> <p>(5) 保育の提供の開始に際し、保護者の同意を得ていない。</p> <p>(6) 保育の提供の開始に際し、保護者の同意が不十分である。</p>	C B C B C B
4 正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、区から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	<p>1 教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたとき、正当な理由がなくこれを拒んではいるか。</p> <p>2 正当な理由がなく、区から保育を行うことの委託を拒否していないか。</p>	<p>(1) 運営条例第6条</p> <p>(1) 運営条例附則第2条</p>	<p>(1) 教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたとき、正当な理由がなくこれを拒んでいる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、区から保育を行うことの委託を拒否している。</p>	C C
5 あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>1 区が行うあっせん、要請に対し、協力しているか。</p> <p>2 区が行う調整・要請に対し、協力しているか。</p>	<p>(1) 運営条例第7条第1項</p> <p>(1) 運営条例第7条第2項</p>	<p>(1) 区が行うあっせん、要請に対し、協力していない。</p> <p>(1) 区が行う調整・要請に対し、協力していない。</p>	C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
6 受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者(以下、「給付認定保護者」という。)の提示する支給認定証によって、給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども(以下「給付認定子ども」という。)の該当する子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	1 支給認定証等により、給付認定の有無、給付認定子どもの区分、給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	(1) 運営条例第8条	(1) 給付認定の有無、給付認定子どもの区分、給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認していない。	B
7 教育・保育給付認定の申請に係る援助	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	1 当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 2 有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 運営条例第9条第1項 (1) 運営条例第9条第2項	(1) 必要な援助を行っていない。 (2) 必要な援助が不十分である。 (1) 必要な援助を行っていない。 (2) 必要な援助が不十分である。	C B C B
8 利用者負担額等の受領	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用と見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額の差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、区との協議により承認を得たうえで教育・保育給付認定保護者から受け取ることができる。(上乗せ徴収) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、運営条例第13条第4項に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受け取ることができる。(実費徴収) ただし、上乗せ徴収、実費徴収の費用の支払いを受けるに当たっては、区は教育・保育給付認定保護者の負担を軽減するために、豊島区特定教育・保育施設扶助要綱に基づき施設運営管理費加算を給付していることに留意すること。 特定教育・保育施設は、上乗せ徴収及び実費徴収の支払を求める際は、予め、当該費用の使途及び額並びに保護者に費用の額の支払を求める理由について書面(保護者の承諾を得た場合は電磁的記録でも可)によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。なお、上乗せ徴収の場合は、文書等による同意を必要とする。	1 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されているか。 2 区との協議により承認を得ているか。 3 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払いを保護者から受け取っていないか。 4 費用の使途、額、理由について書面で明らかにするとともに、説明を行い、文書(条例に規定する場合を除く)による同意を得たうえで支払いを受けているか。	(1) 運営条例第13条第3項、第4項、第6項、第53条	(1) 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されていない。 (2) 区との協議により承認を得ていない。 (3) 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払いを保護者から受けている。 (4) 費用の使途、額、理由について書面で明らかにするとともに、説明を行い、文書(条例に規定する場合を除く)による同意を得たうえで支払いを受けていない。	B C B C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
9 特定教育・保育に関する評価等	1 特定教育・保育施設は、定期的に当該施設を利用する給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 定期的に外部の者等による評価を受け、その結果を公表し、サービス内容の改善を図っているか。	(1) 運営条例第16条第2項 (2) 雇児発0905第4号通知	(1) 外部評価等を受審し、その結果を公表し、改善を行っていない。 (2) 外部評価等の取組が不十分である。	C
				(1) 外部評価等を受審し、その結果を公表し、改善を行っていない。 (2) 外部評価等の取組が不十分である。	B
10 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。 また、区への通知に係る記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 支給認定こどもの保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた、又は受けようとした場合に、遅滞なく意見を付して区に通知しているか。	(1) 運営条例第19条第34条第2項第3号	(1) 区に対する通知をしていない。 (2) 区に対する通知が不十分である。	C
				(1) 区に対する通知をしていない。 (2) 区に対する通知が不十分である。	B
11 運営規程の策定及び重要事項の掲示	1 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。 なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りる。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日・時間、提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する利用者負担額その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(運営条例第6条第3項に規定する選考方法を含む。) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要な事項	1 運営規程を適切に定めているか。	(1) 運営条例第20条 (2) 雇児発0905第4号通知	(1) 運営規程等を定めていない。 (2) 運営規定の内容が不十分である。	C
				(1) 運営規程等を定めていない。 (2) 運営規定の内容が不十分である。	B
12 職員研修	1 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 研修の機会を確保しているか。	(1) 運営条例第21条第3項	(1) 職員の研修を実施していない。 (2) 職員の研修の実施が不十分である。	C
					B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
13 利用定員の遵守	1 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	(1) 運営条例第22条	(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	C
14 掲示	1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1 施設の見やすい場所に、運営規程の概要等、利用申込者の施設選択に資する重要事項を掲示しているか。	(1) 運営条例第23条	(1) 施設の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示していない。	C
15 秘密保持等	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 <必要な措置の例> 規程等の整備、雇用時の取決め 2 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならぬ。	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。 2 情報提供の際に、文書により、保護者の同意を得ているか。	(1) 運営条例第27条第1項、第2項 (1) 運営条例第27条第3項	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。 (1) 文書により保護者の同意を得ていない。 (2) 保護者の同意が不十分である。	C B C B
16 情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 保護者が適切に施設を選択することができるよう、提供する保育の内容に関する情報提供を適切に行っているか。 2 当該施設についての広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	(1) 運営条例第28条第1項 (1) 運営条例第28条第2項	(1) 保護者に提供する特定教育・保育の内容に関する情報提供を適切に行っていない。 (1) 当該施設の広告内容が虚偽又は誇大なものとなっている。	B C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
17 苦情解決	<p>1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する給付認定子ども又は給付認定保護者その他の当該給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(なお、第三者委員は中立・公正性の確保のため、複数選任が望ましい。)</p> <p>2 苦情解決責任者は、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知し、ルールに沿った解決を進めること。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 苦情の内容等の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>4 利用者(保護者)によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法や「事業報告書」や「広報誌」等に実績を掲載し、公表する。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>2 施設内への掲示、パンフレット等の配布等により、苦情解決の仕組みが周知されているか。</p> <p>3 苦情の受付から解決・改善までの経過と結果を記録し、保存しているか。</p> <p>4 苦情解決の結果を公表しているか。</p>	<p>(1) 運営条例第30条第1項 (2) 告発第575通知</p> <p>(1) 告発第575通知</p> <p>(1) 運営条例第30条第2項、第34条第2項第4号 (2) 告発第575通知</p>	<p>(1) 仕組みを整備していない。 (2) 苦情解決責任者・受付担当者を設置していない。 (3) 第三者委員を設置していない。</p> <p>(1) 利用者への周知が行われていない。 (2) 利用者への周知が不十分である。</p> <p>(1) 苦情に関する記録が不十分である。 (2) 苦情に関する記録を5年間保存していない。</p> <p>(1) 苦情解決の結果を公表していない。</p>	C C B C B B C B
18 職員及び設備の記録の整備	特定教育・保育施設は、職員及び設備に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。	1 職員及び施設・設備に関する諸記録を適切に整備し保管しているか。	(1) 運営条例第34条第1項	<p>(1) 職員、設備に関する諸記録を適切に整備保管していない。 (2) 職員、設備に関する諸記録の整備保管が不十分である。</p>	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
19 職員配置の状況	<p>特定教育・保育施設における職員の配置は、認可基準、「留意事項通知」及び「豊島区特定教育・保育施設扶助要綱」に基づく要件をすべて充足した配置としなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教育・保育等に要する費用の額(公定価格)については、「留意事項通知」により、算定方法や各加算の要件等が定められている。請求時及び精算時等には各施設の職員配置を確認し、適正な請求内容とすること。 なお、公定価格における基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求められる職員数を充足すること。 ・ 「豊島区特定教育・保育施設扶助要綱」では、扶助対象経費の算定基準や加算要件を定めている。各加算に伴う職員の増配置や常勤化等の要件がすべて充足されていることを確認し、適正な請求内容とすること。 	<p>1 職員配置は適正に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欠勤等により勤務実績のない職員を各月の在籍職員数に含めて、扶助費を請求していないか。 ・ 常勤(専任)職員を他の業務と兼務させ、常勤(専任)の要件を欠いたまま、扶助費を請求していないか。 ・ 常勤職員をヘルプやアシストとして他の施設で勤務させ、所属する施設の常勤職員と認められない状況のまま、扶助費を請求していないか。 	(1) 留意事項通知 (2) 豊島区特定教育・保育施設扶助要綱	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
20 施設の状況(保育室の面積)	<p>特定教育・保育施設は、認可基準、「留意事項通知」及び「豊島区特定教育・保育施設扶助要綱」に定める支給要件を充足していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「零歳児保育・病児保育(体調不良児対応型)特別対策加算」を申請した施設については、零歳児1人につき、乳児室及びほふく室を通じて5.0m^2(有効面積)以上であること。 ※ただし、定員を超えて入所させる場合には、当該年度内に限り定員を超えた人員1人につき、3.3m^2以上あれば差し支えない。 	<p>1 保育室の面積は基準を満たしているか。</p>	(1) 留意事項通知 (2) 豊島区特定教育・保育施設扶助要綱	(1) 保育室の面積が基準を満たしていない。	C

II 保育内容編

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
1 特定教育・保育の取扱方針	<p>1 特定・教育・保育施設は保育所保育指針に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 また、上記の定めに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画を策定し、計画該当年度の翌年度から5年間保存しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設においては、給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p> <p>2 保育の提供に当たっての計画を作成しているか。</p> <p>3 保育の提供に当たっての計画を5年間保存しているか。</p> <p>1 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしていないか。</p> <p>1 全ての子どもが健やかに成長するためには適切な環境が等しく確保されることを目指しているか。</p>	<p>(1) 運営条例第15条</p> <p>(1) 運営条例第34条第2項第1号</p> <p>(1) 運営条例第34条第2項第1号</p> <p>(1) 運営条例第24条</p> <p>(1) 運営条例第3条第1項</p>	<p>(1) 保育の内容が適切でない。</p> <p>(2) 保育の内容が不十分である。</p> <p>(1) 保育の提供に当たっての計画を作成していない。</p> <p>(2) 保育の提供に当たっての計画の内容が不十分である。</p> <p>(1) 保育の提供に当たっての計画を5年間保存していない。</p> <p>(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしている。</p> <p>(1) 全ての子どもが健やかに成長するためには適切な環境が等しく確保されることを目指していない。</p>	<p>C B C B C C</p>
2 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育 イ 慢待等の禁止	<p>特定教育・保育施設は当該施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設の職員は、給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>1 子どもの意思及び人格を尊重した保育を提供しているか。</p> <p>1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 運営条例第3条第2項 (2) 豊島区子どもの権利に関する条例第3条第3項</p> <p>(1) 運営条例第25条 (2) 豊島区子どもの権利に関する条例第17条第3項</p>	<p>(1) 子どもの意思及び人格を尊重した保育を提供していない。</p> <p>(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。</p>	<p>C C</p>
3 特定教育・保育の提供の記録	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>2 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>1 提供した保育の内容を記録しているか。</p> <p>1 保育の記録を整備し、5年間保存しているか。</p>	<p>(1) 運営条例第12条</p> <p>(1) 運営条例第34条第2項第2号</p>	<p>(1) 保育内容を記録していない。</p> <p>(2) 保育内容の記録が不十分である。</p> <p>(1) 保育の記録を5年間保存していない。</p>	<p>C B C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
4 特定教育・保育に関する評価等	特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 特定教育・保育施設の自己評価を行い、改善を図っているか。	(1) 運営条例第16条第1項	(1) 自己評価等、サービスの質の向上のための取組を行っていない。 (2) 自己評価等、サービスの質の向上のための取組が不十分である。	C B
5 職員の勤務体制の確保	1 特定教育・保育施設は、給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	1 職員の勤務体制を定めているか。 2 保育士を適正に配置しているか。 1 当該施設の職員によって保育を提供しているか。	(1) 運営条例第21条第1項 (1) 運営条例第21条第1項 (1) 運営条例第21条第2項	(1) 職員の勤務体制を定めていない。 (1) 保育士を適正に配置していない。 (1) 当該施設の職員によって保育を提供していない。	C C C
6 心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。 2 0歳児(6名以上の場合)の健康診断を月1回実施しているか。	(1) 運営条例第10条 (1) 運営条例第10条 (2) 豊島区特定教育・保育施設扶助要綱第4条	(1) 子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の把握に努めていない。 (1) 0歳児(6名以上の場合)の健康診断を毎月実施していない。 (2) 実施時期・方法等が不適切である。	B C B
7 保護者の相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、保護者の相談に応じ、必要な助言、援助を行っているか。	(1) 運営条例第17条	(1) 子どもの状況を把握し、保護者の相談に適切に応じず、必要な助言、援助を行っていない。 (2) 保護者の相談に対する対応、助言、援助が不十分である。	C B
8 関係機関との連携	特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	1 関係機関との密接な連携に努めているか。	(1) 運営条例第3条第3項	(1) 関係機関との密接な連携に努めていない。	B
9 小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 保育の提供の終了に際しては、小学校等への情報の提供に努めているか。 2 保育の提供の終了に際しては、小学校や他機関との密接な連携に努めているか。	(1) 運営条例第11条 (1) 運営条例第11条	(1) 保育の提供の終了に際して、小学校等への情報の提供に努めていない。 (1) 保育の提供の終了に際して、小学校や他機関との密接な連携に努めていない。	B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
10 地域との連携及び交流	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域住民等との連携に努めているか。 2 地域との交流に努めているか。	(1) 運営条例第31条 (1) 運営条例第31条	(1) 地域住民等との連携に努めていない。 (1) 地域との交流に努めていない。	B B
11 緊急時等の対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 子どもの体調の急変等、緊急時の対応を適切に行っていいるか。	(1) 運営条例第18条	(1) 体調の急変等、緊急時の対応を適切に行っていない。 (2) 体調の急変等、緊急時の対応が不十分である。	C B
12 事故発生の防止及び発生時の対応	<p>1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、(2)に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>1 事故発生防止又は再発防止のために必要な措置を講じているか。</p> <p>1 事故が発生した場合は、速やかに保護者等に連絡とともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>1 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>2 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を5年間保存しているか。</p> <p>1 保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>(1) 運営条例第32条第1項</p> <p>(1) 運営条例第32条第2項</p> <p>(1) 運営条例第32条第3項</p> <p>(1) 運営条例第34条第2項第5号</p> <p>(1) 運営条例第32条第4項</p>	<p>(1) 事故発生防止又は再発防止のために必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 事故発生防止又は再発防止のための措置が不十分である。</p> <p>(1) 事故が発生した場合に、速やかに保護者等に連絡とともに、必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 事故が発生した場合に、速やかに保護者等に連絡とともに、必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。</p> <p>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録の内容が不十分である。</p> <p>(1) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を5年間保存していない。</p> <p>(1) 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行っていない。</p>	C B C B C B C B C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
	<p>5 次に掲げる事故等が発生した場合には豊島区保育主管課へ事故報告書(国様式、都様式)を速やかに提出すること。</p> <p>事故報告(国様式・都様式)の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。</p> <p>① 死亡事故</p> <p>② 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病等を伴う重篤な事故等</p> <p>③ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合</p> <p>ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に内に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 (※豊島区の場合、インフルエンザに限り、7日間の発生の累計が10名以上の場合とする。)</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合</p> <p>④ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合</p> <p>⑤ その他、子どもの生命又は身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合</p> <p>上記①から⑤には該当しないが、事故により、医療機関を受診した場合(念のため受診した場合も含む。)には、豊島区保育主管課へ、速やかに事故発生状況報告書(区様式)を提出すること。</p>	<p>1 報告対象となる事故を豊島区に速やかに報告しているか。</p>	<p>(1) 運営条例第32条第2項 (2) 平成27年3月27日26福保子保第2984号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」</p>	<p>(1) 事故報告書を区へ提出していない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>B B</p>

III 会計経理編

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
1 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1) 運営条例第33条	(1) 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分してない。	C
2 会計記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。	1 計算書類、会計帳簿等を適切に整備保管しているか。	(1) 運営条例第34条第1項	(1) 計算書類、会計帳簿等を適切に整備保管していない。	C
3 領収証の交付	特定教育・保育施設は、利用者負担額(保育料)、上乗せ徴収及び実費徴収の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った給付認定保護者に対し交付しなければならない。	1 当該費用に係る領収証を保護者に交付しているか。	(1) 運営条例第13条第5項	(1) 当該費用に係る領収証を保護者に交付していない。	C
4 利益供与・利益収受の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 2 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(1) 運営条例第29条第1項 (1) 運営条例第29条第2項	(1) 当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。 (1) 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C C
5 偽りその他不正による收受の禁止	特定教育・保育施設は、偽りその他不正の手段により委託費、扶助費の支払を受けてはならない。	1 偽りその他不正の手段により委託費、扶助費の支払を受けていないか。	(1) 留意事項通知第5 (2) 豊島区特定教育・保育施設扶助要綱第5条	(1) 偽りその他不正の手段により委託費、扶助費の支払を受けている。	C
6 委託費、扶助費の支給条件	特定教育・保育施設は、委託費、扶助費の支給条件や加算要件を満たしていなければならない。	1 支給条件や加算要件を満たしているか。	(1) 留意事項通知 (2) 豊島区特定教育・保育施設扶助要綱	(1) 支給条件や加算要件を満たしていない。	C
7 補助金の支給条件	特定教育・保育施設は、補助金の支給条件や加算要件を満たしていなければならない。	1 支給条件や加算要件を満たしているか。	(1) キャリアアップ交付要綱 (2) サービス交付要綱 (3) デジタル化推進事業費補助 (4) 宿舎借り上げ交付要綱 (5) その他補助金の交付要綱	(1) 支給条件や加算要件を満たしていない。	C